

(代理記載用)

郵便等投票の投票用紙等の請求書

公職選挙法第49条第2項の規定により、

令和 年 月 日執行の

☐衆議院議員選挙
 ☐参議院議員選挙
☐沖縄県知事選挙
 ☐沖縄県議会議員選挙
☐石垣市長選挙
 ☐石垣市議会議員選挙
☐その他()

において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所	〒
--------	---

令和 年 月 日

氏 名	
代理記載人となるべき者の氏名	
連 絡 先	

石垣市選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵送されますので、明確に記載すること。
- 4 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 5 沖縄県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法施行令第59条の4第3項の規定に係る申請の場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。